# 令和6年度 物流対策総合支援事業(物量強化コンサルティング業務委託) 企画提案仕様書

- 1 **事業名** 令和6年度 物流対策総合支援事業(物量強化コンサルティング業務委託)
- 2 期間 契約締結の日から令和7年3月14日まで

### 3 事業目的

本事業は、国際物流拠点の形成へ向けた新たな物流モデルの構築、海上貨物のベースカーゴ構築を通した航路の安定・強化や海上輸送コストの低減等に寄与することを目的に実施する。

具体的には、①過年度で取組んできた中古車等の輸出ビジネスモデルを県内企業が活用するための支援、②中古車等の輸出ビジネス実証事業の総括・管理、コンサルティング、③海上輸送コスト低減に向けた移輸出貨物量の増加に向けた支援及び調査、④調査業務(条件整理、市場調査、情報収集)を実施する事業者を公募により選定する。

#### 4 事業の必要性

沖縄は島嶼県であるため、物流における輸送コストやリードタイムが課題となる一方、アジア 太平洋諸国に近接しているという地理的特徴がある。

そのため、本事業においては沖縄県の中古車、中古車等部品、建設機械や工業製品等(「中古車等」という。)を有効資源とした輸出ビジネスを確立することで、沖縄からの輸出貨物量の増加、 片荷問題の改善及び海上物流費の低減、新たな物流モデルの構築、海上貨物のベースカーゴ構築 を図り、本県における航路の安定・強化及び輸出拠点化形成へ向けた取組が必要となっている。

また、高い海上輸送コストの背景には、移輸入に対して移輸出が過度に少ない片荷輸送等に起因しており、この解消のため、アジア等の主要港と国内港湾をつなぐ中継拠点(サブハブ)として積み替え貨物を増加させる取組や、輸送コスト等も鑑みた競争力のある製品の域外出荷など、移輸出の増加を図る必要がある。

#### 5 事業内容

県内の中古車等を継続的に海外へ輸出展開するための仕組み構築及び、海上輸送コスト低減を 図るための移輸出貨物量の増加等を目指し、以下の取組を実施する。

(1) 輸出ビジネスモデル活用支援

過年度で取り組んできた中古車等の輸出ビジネスモデルの県内企業による活用を促進するため、以下を実施する。

- ①輸出のための条件整理、分析、調査 県内企業が本輸出ビジネスモデルを活用し、中古車等を輸出するための条件整理、分析、 調査を実施する。
- ②オンラインセミナー等の開催 輸出ビジネスモデルを活用した商流構築のためのマーケティングの場として、海外の中古

車等の工業製品輸出入団体、政府機関、海外バイヤーなどが参加するオンラインセミナー等 を開催する。

#### ③ハンズオン支援

県や県内関係機関が実施する支援策とも連携した支援体制を構築し、県内団体や企業からの輸出相談に対応可能な窓口を設置する。また、相談のあった団体、企業等に対し、物流面だけでなく商流面においても関係機関と連携したハンズオン支援を実施する。

#### (2) 物量強化実証事業支援

国際物流拠点の形成へ向けた新たな物流モデルの構築、海上貨物のベースカーゴ構築を通した航路の安定・強化や輸送コストの低減等に寄与することを目的とした実証事業を沖縄県が公募する際に、以下を実施し、サポートする。

実証事業については、現時点において以下(案)の内容を想定している(プロポーザル方式)。

- ・沖縄から輸出ビジネスの展開可能性が高い国へ実際に中古車等を輸出し、物流(特に海上輸送航路)、通関、貿易手続き等の方法や費用、県内での調達状況、海外バイヤーの反応等を明らかにし、輸出ビジネスを継続するための課題を抽出する。
- ・県産品や工業製品等を県外・海外へ出荷(海上輸送)する際の費用や取引条件等を調査し、 新たに移輸出する貨物量を増加させることで海上輸送コスト低減につながるか検証し、海 上輸送コスト低減に向けた課題を抽出する。

#### ①実証事業公募支援

実証事業の公募要領や仕様書の要件整理、事業の周知、申請書類の受付、応募者からの照 会へ対応する。

### ②実証事業の採択審査支援

実証事業へ応募のあった案件を取りまとめ、県が開催する採択審査委員会の開催準備、採 択基準の策定をサポートする。

#### ③実証事業の実行支援

実証事業推進のため、各段階において経営知識・ノウハウの提供、提案・アドバイス、意 思決定サポート等のハンズオン支援を具体的かつ実践的に実施する。

#### ④実証費用の取りまとめ

実証事業に要する費用について、適正か確認し、事業終了後のビジネスとしての継続性を 判断した上で、支出のサポートをする。また、費用の支払い結果の県への報告をサポートす る。

#### ⑤収益分析

実証事業後、民間事業者の独自での展開を想定し、実証事業者の取り組みについて、ビジネスベースでの採算性を分析する。

### (3) 調査業務

過年度の調査結果や本事業内容を踏まえ、民間主導のビジネス展開に必要な事項の調査を実施する。中古車等に関する海外ニーズや仕向国の規制変更情報の把握、輸出前検査機関設置、 港湾施設、輸出に係る人材育成等について、海外機関、業界団体、企業、船社及び物流事業者 等にヒアリングし、条件整理、分析を実施する。

また、仕向国開拓に向けた市場等の調査、海外バイヤー開拓等を実施する。

加えて、アフターコロナにおける中古車等に関する海外マーケット動向の把握を行い、今後の沖縄からの輸出拡大に向けた各種戦略や必要な取組についての提案を行うこと。また、日本国内からの中古車等の現地輸入に対する各種規制や制限、カントリーリスク等に関する直近の各種情報のとりまとめ・整理を行うこと。

また、今後の輸出拡大に向けた戦略候補となり得る国又は地域(例:アジア・太平洋諸国及びアフリカ等)を整理しつつ、現地調査を実施し、沖縄からの中古車等の輸出可能性と継続可能性、沖縄からの国際海上輸送航路の安定・強化に関する検討・分析を行う。

さらに、今後の輸出ビジネスの継続のために重要と考えられる現地市場の最新情報の収集方法や県内事業者と現地関係事業者とのネットワークづくりのための取組について検討を行い、 具体的な提案を行う。

製品の域外への出荷や原材料等の域外からの調達にあたって、移輸出入する貨物量の増加により海上物流コストの低減につながるのか検証・調査を行う。

#### (4) 事業評価

実証事業終了後に、当事業の県経済への波及効果等についての評価・検証を行い、県へ報告する。

実証事業を踏まえ、今後、沖縄において中古車等の輸出展開を目指す企業の参考となるような報告書の作成し、将来の輸出ビジネスモデル構築へ向けた提言内容を盛込むこと。また、移輸出する貨物量の増加による海上輸送コストへの影響について検証・調査した結果を盛込むこと。

本年度の目標としては、①実証事業者支援2件以上、②中古車等の輸出やその他製品等の移輸出を希望する企業等への支援10社以上とする。

### 6 業務実施に関する事項

(1) 事業の進捗報告

受託者は、進捗状況等を定期的に(月1回程度)委託者に報告し、適宜打合せを行うものと する。また、必要に応じ、事業関係者による連絡会議の設置・運営する。

(2) 委託料の精算

事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

(3) 県の他事業や他行政機関による調査結果との連携

県が取り組んでいる関連事業や他行政機関等が実施した関連事業等と連携し、相乗効果を考慮した上で実施する。

### 7 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は12,075 千円以内(消費税込み)とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を提案すること。

なお、この金額は提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。

### 8 一括再委託の禁止等

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。 ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
  - ○契約の主たる部分
  - ・契約金額の50%を超える業務
  - ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ○再委託により履行することのできる業務の範囲 コンサルティングに必要な基礎資料調査等、その他県が認めた業務
- (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の 承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、 又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計、通訳・翻訳業務

### 9 提案書の体裁及び第二次審査について

- (1) 原則としてA4版、左綴りとすること。(ただしグラフ、表等は必要に応じてA3版にして 織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい)
- (2) プレゼンテーションは選定委員が容易に理解できるよう工夫し、簡潔に説明すること。
- (3) プレゼンテーションの時間枠については、参加企業数によるので、第一次審査結果と併せて 通知する。

### 10 事業の成果品及び著作権業務の完了に際し、次の成果品を作成し、沖縄県に提出すること。

①実績報告書(紙原稿及び製本版) 30部

②実績報告書(概要版)10P以內 30部

③上記に係る電子記録 1式

(テキスト情報化した PDF 形式と、EPUB3 等に準拠した電子記録)

- ※EPUB3:国際電子出版協会(IDPF)が定める国際標準の電子書籍のファイルフォーマット規格。
- ※本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- ※業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

※成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、 成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、 提案者の費用をもって処理するものとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 受託者は、事業の実施に当たっては、委託者である沖縄県と適宜協議を進めていくものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。